

SCネットワークあいち指導者派遣事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項はSCネットワークあいちが、総合型地域スポーツクラブに対して(公財)日本体育協会公認スポーツ指導者資格を保有する指導者を紹介し、派遣することについて必要な事項を定めるものとする。

(登録資格)

第2条 本事業における登録者とは、公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者とする。

(登録方法)

第3条 前条の指導者のうち、登録を希望する者は、指導者登録用紙(様式1)に必要な事項を記入し、SCネットワークあいち事務局に提出する。

2 前項の規定により提出された書類に虚偽があった場合、SCネットワークあいちは当該者の登録データを抹消することとする。

(登録期間)

第4条 登録有効期間は1年間とする。ただし、年度ごとの更新は可能とする。

(登録者情報)

第5条 登録者情報については、SCネットワークあいち事務局で管理する。

2 登録者に関するデータのうち、SCネットワークあいちホームページ上に、種目、対象、エリア(活動地域)、活動頻度を掲載する。

(派遣先)

第6条 本事業における派遣先は、愛知県内の総合型地域スポーツクラブとする。

(派遣手順)

第7条 登録指導者派遣については以下の手順で行うこととする。

- (1) 登録指導者の派遣を依頼する総合型クラブはSCネットワークあいち事務局に紹介申請書(様式2)を提出する。
- (2) SCネットワークあいち事務局は、登録指導者の情報を申請クラブに提供する。
- (3) 紹介を受けたクラブは登録指導者と直接連絡を取り、指導条件(指導内容、頻度、講師料等)について交渉し、合意した場合、契約書(様式3)を締結する。
- (4) 申請先クラブは事業開始後、速やかにSCネットワークあいち事務局に契約書の写しと共に以下の紹介手数料を納入する。

紹介手数料	SCネットワークあいち加盟クラブ	契約書金額の10%
	SCネットワークあいち非加盟クラブ	契約書金額の20%

(責任の所在)

第8条 本事業において派遣先で起こった事故、紛争については、SCネットワークあいちは一切関与しないものとし、当事者間で解決を図ることとする。

附則

この要項は、平成27年5月29日から施行する。